

令和5年7月4日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

資金運用機関の募集について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「当機構」という。）においては、独立行政法人通則法第47条に基づき、別紙1「資金運用の方法について」により資金運用を行っています。

つきましては、下記により当該資金運用を行う入札（引き合い）等への参加を希望する者を募集します。

なお、すでに参加登録をされている場合は、新たな参加登録は不要です。

記

1 参加資格要件

参加者は、東京都区内又は千葉県内に営業拠点を有する者であるとともに、入札に参加する金融商品に応じて次の条件を満たし、当機構の資金運用機関として資金運用入札等参加者名簿に登録（以下「入札等参加登録」という。）されていることが必要です。

(1) 大口定期預金又は譲渡性預金（新発）による運用に係る資格要件

銀行法第2条第1項に規定する銀行であって、別紙2（1）及び（2）の要件を満たしていること。

(2) 国債、地方債及び政府保証債による運用に係る資格要件

財務省における国債に係る入札参加資格を有する者であって、別紙2（1）の要件を満たしていること。

2 入札等参加登録

入札への参加を希望される場合は、参加登録に係る必要書類を送付いたしますので、以下の宛先までご請求下さい。

(1) 書類請求先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

経理部資金管理課 出納第一係

電話：043-213-6328

FAX：043-213-6472

(2) 受付期間

入札等参加登録は、随時受け付けします。

(3) 入札等参加登録の通知

提出された書類等の審査の結果、当機構の資金運用機関として入札等参加登録が完了した者には、当機構から資金運用入札等参加資格登録審査結果通知書（様式第3号）により通知します。

お問い合わせ先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

住所：千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号

高度職業能力開発促進センター内

電話：043-213-6328

担当：経理部資金管理課 出納第一係

(別紙1)

資金運用の方法について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「当機構」という。）における資金運用の方法については、次のとおりです。

1 資金運用の方法

次のいずれかの金融商品により、一定の運用益（年利 0.1%以上）が得られる場合に運用を行います。

- (1) 大口定期預金
- (2) 譲渡性預金（新発）
- (3) 国債
- (4) 地方債
- (5) 政府保証債

※以下、(1)・(2)の金融商品をまとめて「預金」と、(3)・(4)・(5)の金融商品をまとめて「国債等」という。

2 運用の期間、金額及び回数

(1) 運用期間

その都度、当機構が指定する期間とします。

(2) 運用金額及び運用回数

運用金額は、1回当たり1千万円以上とします。

運用回数は、資金の状況により実施しますので、年度ごとに異なります。年度によっては実施がないこともあります。

3 選定方法

入札（引き合い）により、当機構が提示した条件において、最も高い運用収益額（以下「最高収益額」という。）を提示した1社を運用先として選定します。

ただし、最高収益額を提示した金融機関が2社以上ある場合には、当該金融機関で再入札（引き合い）を行わせていただくこととし、なおも最高収益額を提示した金融機関が2社以上ある場合には、次の順により運用先を選定します。

(1) 預金同士が同額であった場合

①入札時点で当機構における運用実績額の少ない者とします。

②当機構において、本入札業務に関係しない職員の立ち会いのもと、厳正な抽選により運用先を選定します。

(2) 国債等同士が同額であった場合

当機構において、本入札業務に関係しない職員の立ち会いのもと、厳正な抽選により運

用先を選定します。

(3) 預金と国債等が同額であった場合

当機構において、本入札業務に関係しない職員の立ち会いのもと、厳正な抽選により運用先を選定します。

4 入札（引き合い）の実施方法

(1) 入札等参加登録されている者の中から3社以上に対し、当機構より①資金運用の方法②運用金額③運用期間④入札締切日時等を通知します。なお、当該通知は、電子メールまたはFAXにより行います。

(2) 当該条件通知を受けた入札等参加登録者は、入札書を電子メールまたはFAXで当機構あて送っていただきます。

(3) 上記3の選定方法に基づき運用先を選定し、運用先に対して通知を行います。

(4) 次の事項に該当する者は、入札等参加名簿から抹消し、資金運用入札等参加資格登録取消通知書（様式第4号）により通知します。

①入札前提出書類に虚偽の事実を記載した者

②入札の時点において、令和5年7月4日付け「資金運用機関の募集について」の記1の参加資格要件を満たさなくなっている者

(別紙2)

運用先金融機関の選定基準

資金の運用に当たり、当該金融商品を取り扱う金融機関は、次の(1)～(4)のいずれにも該当するものとする。

(1) 次の表の格付機関欄に掲げる格付機関のうち3者以上の格付機関から、同表の基準値欄に掲げる基準値以上の格付けを付与されていること。

格付機関	基準値	備考
スタンダード&プアーズ(S&P)	A-	長期発行体格付
ムーディーズ(Moody's)	A2	長期格付(注)
(株)格付投資情報センター(R&I)	A-	発行体格付
(株)日本格付研究所(JCR)	A-	長期発行体格付
フィッチレーティングス(Fitch)	A-	長期発行体格付

(注) 大口定期預金及び譲渡性預金(NCD)による運用の場合は、長期格付のうち、長期預金の格付評価が当該基準値を超えること。

(2) 預金の場合にあっては、自己資本比率が、次のイ又はロに掲げる金融機関の区分に応じ、当該イ又はロに定める比率以上であること。

- イ 国際業務を行う金融機関 国際統一基準で8%
- ロ 国内業務のみを行う金融機関 国内基準で4%

(3) 預金の場合にあっては、選定期間において①に占める②の割合が40%未満であること。

- ① 当機構の運用額の総額(新規運用額を含む。国債等に係るもの、運用開始日までに満期が到来するもの及び中途解約の手続きを開始しているものを除く。)
- ② 運用先における当機構の運用額(新規運用額を含む。国債等に係るもの、運用開始日までに満期が到来するもの及び中途解約の手続きを開始しているものを除く。)

(4) 日本国外に本店を有する金融機関で運用を行う場合は、選定期間において①に占める②の割合が50%未満であること。

- ① 当機構の運用額の総額(新規運用額を含む。運用開始日までに満期が到来するもの及び中途解約の手続きを開始しているものを除く。)
- ② 運用先金融機関の本店が所在する1国あたりの当機構の運用額(新規運用額を含む。運用開始日までに満期が到来するもの及び中途解約の手続きを開始しているものを除く。)